1 開催概要

(1) 開催概要

令和2年11月9日(月)10:00~11:20

(2) 開催場所

JMSアステールプラザ 大会議室AB

(3) 出席者(五十音順、敬称略)

• 伊藤 志麻穂

(広島市西区障害者基幹相談支援センター センター長)

• 坂原 立朗

(広島司法書士会 理事)

• 佐々木 規子

(安佐南区地域支えあい課 地域支援担当課長)

• 神野 礼斉

(広島大学大学院人間社会科学研究科 教授)

• 手島 洋

(県立広島大学保健福祉学部人間福祉学科 講師)

・長瀬 文彦

(中区福祉課 課長)

•原本 明美

(公益社団法人広島県社会福祉士会 理事)

松本 亮

(広島弁護士会 高齢者・障害者等の権利に関する委員会 委員)

村木 一雄

(社会福祉法人広島市社会福祉協議会生活支援課 課長)

(4) オブザーバー

広島家庭裁判所

(5) 広島市関係課(事務局)

広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

"障害福祉部障害福祉課

"障害福祉部障害自立支援課

"障害福祉部精神保健福祉課

2 会議録

(1) 議題1及び議題2 成年後見制度利用促進に係る地域連携ネットワークの構築及び中核機関の設置運営について

地域連携ネットワークの構築及び中核機関設置運営について、資料1-1、1-2、2-1、2-2を用いて事務局から説明。

原本構成員

資料2-1の第5条第3号のエについて、市長申立て事件に限定したものを対象としているとのことであるが、市長申立て事件以外については、センターが関わることはないのか。

事 務 局

相談業務の中で関わり、適切に対応する。本人及び親族から、相談支援機関へ相談があった際には、(仮)ケース検討会議を活用し、地域連携ネットワークにおける関係機関の関係者が集まり、どういった支援策が本人にとって適切なのか検討する。センターにおける受任者調整については、当面は市長申立て事件に限らせていただくという趣旨で要領に規定している。

松本構成員

資料 2-1 について質問する。第 5 条第 2 号にある相談業務について、具体的に誰が相談対応するのか。中核機関の職員なのか、それとも三士会の専門職も対応するのかということが 1 つと、同条第 3 号のエに規定されている「本人の意思確認」は、どのようなことを想定しているのか。また、同条第 4 号の後見人支援業務について、中核機関が支援する対象は市民後見人に限るのか。

事 務 局

1点目の相談業務について、基本的には、センターの職員が相談対応することを考えている。三士会等の専門職が対応することは現在のところ想定していない。 2点目の本人の意思確認については、本人が今後どういった支援を必要としているのか、その意思確認のことである。後見人支援業務については、当面は市民後見人に限って支援をさせていただくことを考えている。

第5条第3号のエについては、先程、市長申立てに限定したことで原本構成員から御質 問があったこと、松本構成員からも本人の意思確認のことについて分かりにくいとの御意 見があったことから、表現方法については再考を検討する。

長瀬構成員

同じく、資料2-1の第5条第3号のエについて質問する。受任者調整という言葉は、「市 長申立てに限定した」が枕詞になるのだと思われるが、三士会等、専門職が後見人等とし て選任されるのが適切であるようなケースは、受任者調整の対象にはならないのか。

事務局

御指摘のとおり、市民後見人を対象として想定している。これらについては先程申し上

げたとおり、表現方法の再考を検討する。

佐々木構成員

区厚生部地域支えあい課では、市長申立てに関する相談があった場合は、戸籍調査の後、 親族の意向確認を行い、それを踏まえて市長申立てを行うか否かの判断を行っている。専 門職への戸籍調査等の業務委託は、年度途中から利用可能であるが、戸籍調査を中核機関 で行えるようになれば現場としては非常に助かる。

伊藤構成員

(仮)ケース検討会議について意見を述べる。現場では困難ケースと言われているものが「地域ケア会議」で現在検討されているが、8050問題¹における高齢障害世帯や、世帯全員が障害のあるような世帯は、成年後見制度の利用に結びつきにくい現状がある。

このような困難ケースに、アドバイザー派遣として専門職を派遣してもらえたら大変助かる。障害分野においては、地域ケア会議の活用が進んでいないと個人的に感じているので、専門職に関わってもらえれば大変心強く感じる。

また、資料1-2の第2条及び第3条第2号の「認知症等により判断能力が不十分」という文言について、「等」の部分に障害者が含まれていると思われるが、資料3の広島市地域共生社会実現計画には、「認知症、精神障害、知的障害等により判断能力が不十分」と表記されてあるので、是非、資料1-2の実施要綱の文言を広島市地域共生社会実現計画に合わせてもらえたらと思う。

事 務 局

資料1-2について、資料の整合性が取れていなかった。全体も含めて見直させていただき、修正すべきところは修正する。アドバイザー派遣については、今後、三士会それぞれとアドバイザリー契約を締結することを想定している。アドバイザー派遣の仕組みが出来上がったら、困難事例に対応するという形で是非活用していただきたい。

神野座長

これまで、市と市社協で協議を重ねられてきたとのことであるが、市社協から何か発言してもらえたらと思う。

村木構成員

中核機関の運営を市社協への業務委託で想定していることについて、現在、日常生活自立支援事業及び市民後見人養成事業を市社協で実施していることからも、受託する方向で前向きに考えている。ただ、役割分担について、それぞれが役割を果たす上で、どういった連携をするのか、今後具体的にしていく必要がある。

広報、相談業務については、これまでの小地域福祉活動等による、地域の方とのつながりがあるので、これを活用して広報していきたいと考えている。相談業務については、各区の社会福祉協議会で相談を受けているが、区社協だけで解決できることは少ない。そういったところで、専門職に連携をお願いする。地域ケア会議等に、社協の担当職員が出ているというのは今もあるが、今後は中核機関として参加をさせていただくことで、出来ることも広がるのだろう。ただ、どこまで出来るのかについては実際にやってみないと分か

¹⁸⁰歳代の親と50歳代で引きこもりの子どもの世帯における収入や介護に関する問題

らない。事務局からもあったように、走りながら、育てながら、小さく生んで大きく育てるというのをこれから体現していけたらと思っている。

手島構成員

1つは、資料2-1の第5条第3号エの受任者調整について、市長申立て事件に限定するというのは、市社協が法人後見を受ける時の条件に合わせているのだと思うが、このままいくつもりなのか、将来的に対象拡大していくのか、今後の展望を持つことが大事である。その展望を現在の実施要領に示す必要はないと思うが、この会議の中で展望について共有されることが重要だと思う。

次に、アドバイザリー契約について、実施要領の中では、(仮) ケース検討会議への派遣 及び参加とあるが、実際、中核機関の職員は法律に精通した職員が配置されるわけではな いと思うので、中核機関に配置される相談員が、法的内容について専門職に随時相談でき るような内容を契約に入れていただきたい。

あと、市社協に対してお伝えする。資料1-1の社会福祉協議会のところで、市・区とまとめて表記されているが、実際には市と区でどういう役割を担うのか、社協の中で決めておかないといけない。中核機関では、専任のソーシャルワーカーが配置されることを生かして何ができるのか、一方、区社協は、地域に近いところで地域福祉を進めるという立場で何ができるのか、それぞれの特性を生かしながらやっていくべきと考えるので、社協内で役割についてしっかり調整する必要がある。

事 務 局

将来の展望を持った方が良いということについて、おっしゃるとおりである。今後検討し、またどこかのタイミングでお示しできたらと思う。アドバイザリー契約については、やはり専門性の高い相談が中核機関に寄せられることも想定されることから、それに対応できる体制を整えたいので、その際は、要領についての見直しも含め、アドバイザリー契約に盛り込む内容も検討させていただく。

原本構成員

資料1-2の文言について、第3条第1号に「権利擁護の必要な人を発見し」とあるが、 資料3の広島市地域共生社会実現計画の抜粋部分では、「権利擁護支援を必要とする人が」 とある。資料1-2の第3条第1号の文言を、広島市地域共生社会実現計画に合わせた方 がいいのではないか。また、同条第3号についても「関係機関が必要な支援が行えるよう」 と、「が」が2回続いていることに違和感を感じるので、見直しを検討していただければと 思う。

事務局

これらについて、再度見直しをさせていただく。

松本構成員

確認であるが、資料2-1の第5条第3号のエについて、適切な後見人等候補者の推薦とあるが、後見人等候補者は市民後見人に限るということか。市長申立てをして、市民後見人が適切な事件かどうか分からないケースや、市長申立てをしても専門職が後見等を行わなければならないようなケース等については想定していないのか。福山市は、受任者調

整の中で専門職を対象としているはずだが、広島市ではしないのか。

事務局

現在、中核機関では、市民後見人をマッチングさせて、家庭裁判所に推薦するという形を想定している。今後、マッチングについての調整を進めていかなければいけない。中核機関は、市民後見人を家庭裁判所に推薦するが、選任するのは家庭裁判所であるので、専門職を対象とするか否かは今後検討する。福山市は、専門職も含めているということであるが、今後の展望として、専門職からのバトンタッチという形で市民後見人に引き継ぐようなケースもあるのではないかと思う。村木構成員からもあったように、検討会議で御意見をいただきながら、走りながらという形で、機能を拡充していきたい。

坂原構成員

中核機関が、専門職とアドバイザリー契約を締結し、各区で開催される(仮)ケース検 討会議にアドバイザーとして専門職を派遣すると考えているが、中核機関がアドバイザー を派遣するような案件というのはどんなものを想定しているのか。

事 務 局

(仮)ケース検討会議で検討される複雑な事案について、中核機関に相談があった際に、 その相談内容に応じた適切なアドバイザーを派遣するということを想定している。

坂原構成員

アドバイザーが(仮)ケース検討会議に行くのではなく、中核機関が一度吸い上げたものについて中核機関で検討するイメージか。

事務局

あくまでも(仮)ケース検討会議内において検討するイメージである。

家庭裁判所

家庭裁判所はマッチング自体をするところではなく、あくまでもジャッジを行うところである。マッチングに関する一般的なことに対する助言は可能であるが、マッチング自体を家庭裁判所に相談されることについては想定していないので、一言申し上げておく。

事務局

行政としては、今後、中核機関と連携し、市民後見人を誕生させて実績を作る中で、家庭裁判所に随時相談させていただきながら、成年後見制度の利用促進に向けた協力をお願いするという趣旨でお話をさせていただいた。マッチング自体を家庭裁判所とさせていただくという言い方をしたならば訂正させていただく。

(2) 議題3 広島市成年後見制度利用促進基本計画について

広島市成年後見制度利用促進基本計画について、資料3を用いて事務局から説明。

手島構成員

広島市地域共生社会実現計画では、最後の文言が「調整の上、検討します」となっている。実際は、実行に向けて動いているし、状況としては検討を上回っていると思うが、現

計画はこのままにしておくという理解で良いのか。もう1つ、高齢と障害のそれぞれの計画について、高齢分野については現在、第8期広島市高齢者施策推進プランの策定作業に取り組まれていると思うが、協議会や中核機関のことについて盛り込まれる予定なのか。また、障害については現在、広島市障害者福祉計画の計画期間の真ん中であるが、成年後見制度の利用促進に関する内容を盛り込むような改正をするのか、次期策定まで待つのか、今の考えを教えてもらいたい。

事 務 局

広島市地域共生社会実現計画については、毎年度ローリングするものではなく、次期改定時期に、方向性等がまた示されるものと考えている。第8期広島市高齢者施策推進プランについては、広島市地域共生社会実現計画の内容に基づき、さらに具体的な内容を盛り込む予定としている。

広島市障害者基本計画の中に、権利擁護の推進について規定されてある。具体的な数値目標や個別目標については、第5期障害者福祉計画及び第1期障害児福祉計画にあり、今年度をもって期間満了となるため、来年度に向けて現在改定作業中である。これら2つの計画は、数値目標という形であり、権利擁護の体制整備に関することを盛り込むのが適切なのかどうかにはなるが、広島市障害者基本計画における権利擁護の理念的なところに関しては、現時点で変えていくことは検討していない。

長瀬構成員

第8期広島市高齢者施策推進プランへ盛り込む内容に、数値目標等はあるのか。抒情的な話は決して嫌いではないが、例えば中核機関を設置することで、市長申立件数を現在の1.8倍にするなどの数値目標があれば、その目標に向けて具体的に頑張れるし、目標達成が困難な場合には何が足りないのか検討する契機にもなるので、より良いと考える。

事 務 局

現在改定中の第8期広島市高齢者施策推進プランにおける制度利用促進に向けた取組については、新たに取り組むこととなるため、目標を立てるというのは難しい。市長申立て件数といったものについては継続して把握していくが、今回の利用促進に関しては次回以降、改定時期に合わせて目標を立てることを検討させていただく。

(3) 議題4 今後のスケジュールについて 今後のスケジュールについて、資料4を用いて事務局から説明。

村木構成員

次回の検討会議開催予定が令和3年2月から3月に開催予定とのことだが、予算等が確 定してからの開催になるのか。

事 務 局

予算の確定については、議会の議決が必要であることから3月末頃になる。議会に提案 している予算内容ということでお示しできると思う。

村木構成員

当検討会議は、今後、地域連携ネットワークを構築する関係団体が出席していることもあるので、議会に提案する内容が分かった段階で早いうちに検討会議を開催した方が、地域連携ネットワークの構築に向けた段取りについて、検討会議で早期に議論できると思う。検討会議の開催については、事務局の都合もあると思うので希望として伝えておく。

佐々木構成員

戸籍調査等委託業務について、区厚生部地域支えあい課として、委託期間が年度途中で途切れてしまうことが利用しづらい原因の1つということがあるので、委託期間を延ばしていただければ非常に助かる。

報酬助成についても、相談窓口は高齢者・障害者の対象者問わず地域支えあい課で担当するが、予算令達先は本庁の障害自立支援課及び精神保健福祉課と高齢福祉課で異なっており、本庁と連携が難しく事務に支障が出ている部分があるので、健康福祉局として現場が事務を行いやすくなるよう、今後も考えていただければと思う。

事 務 局

行政内部のことにはなるが、今まで以上に連携が取れてきている。実務レベルにおいて も、今後も引き続き連携を取っていきたい。

家庭裁判所

成年後見制度の利用が進んでいる中で、市民後見人又は親族後見人の監督人として、専 門職等を選任するケースがあると思うが、監督人に選任された方に対する報酬助成の制度 がないように思う。支援が必要な後見人等には、専門職等によるバックアップが必要にな ってくるので、監督人に対する報酬助成についても整理されれば、本人の意思決定支援に も良い影響が出るのではないかと思う。

神野座長

当面の中核機関の業務対象としては、市長申立て事件及び市民後見人等が対象となるのか。

事 務 局

当面はそういったことになるが、市民後見人を誕生させながら、対象拡大等については 検討する。家庭裁判所から発言のあった監督人への報酬助成も併せて考えていきたい。